障がいのある女性車いすバスケットボール選手の生活観に関する研究

中道　莉央[1)]

A Study on Life-style of Women's Wheelchair Basketball Athletes

Rio NAKAMICHI

Key words：female with disabilities，wheelchair basketball，para-sports，life-style
キーワード：障がいのある女性，車いすバスケットボール，障がい者スポーツ，生活観

1．はじめに

スポーツは,「世界共通の人類の文化」である．それゆえ，スポーツは障がいの有無にかかわらず，人間の存在とその生活にとって切り離しては考えられないほど重要な位置を占めるようになった．従前のスポーツ振興法（1961）では触れられなかった障がいのある人のスポーツの権利は，スポーツ基本法（2011）によってようやく保障するよう方向づけられた．今日の障がいのある人のスポーツは，第2次世界大戦で負傷した兵士のリハビリテーションとして普及し始めた段階から勝敗を競う競技スポーツに挑戦する競技者，いわゆるアスリートの段階に至るまでに変化してきた．この状況は，障がいのない人のそれとは大きく異なる．とりわけ，障がいのある女性には,「女性であり，障がい者であるという『二重の障壁（Double disability）』が存在する」と，藤田（2004），寺田（2004），Smithら（2004）によって指摘されてきた．

ところで，1998年の長野大会，2004年のアテネ大会において，日本人初の夏冬パラリンピックでの金メダリストになった土田和歌子氏は，車いす生活になったときのことを次のように語っている．「最初はそのことを受け入れられずにいたが，入院中，車椅子に乗ってアクティブに動き回る他の患者に刺激され，車椅子だって自由に動き回れることを知り，運命を受け入れることができた」．

母であり，妻であり，働く女性であり，そしてアスリートという多彩な顔を持つ彼女のアスリート生活は，自ら人生を切り開き，逞しく，前向きに生きる障がいのある女性の生き様そのものを象徴しているといえよう．

では，アスリートとして競技に傾注する障がいの女性選手の生活は，どのような実態であろうか．彼女たちの「二重の障壁」を受け入れながら喜々として日々の暮らしを営もうとする内実が具体的に示され，これが国を違えても共通して存在するとするならば，障がいの有無を超えた人間のよりよい「生」に対する何らかの普遍的価値が存在するのではないだろうか．また，女性として，障がい者として，アスリートとして生きる障がいのある女性はどのようなことを感じ，どのようなことを考えながら日々の暮らしを営んでいるのであろうか．さらには，これらの中でどのような障壁が存在するのであろうか．

以上の問題意識を踏まえ，本小論では女性アスリートとして，強い連携と高い技能が求められる車いすバスケットボールを国際的な水準で競技する国内外の女性アスリートの生活実態に着目し，次の４つの目的を設定した．

(1) 国際的水準で車いすバスケットボールに

1）スポーツ学部

取り組む国内外の女性選手の「アスリート生活」の構造化を試み，その実態を解明するための有効な方法と設問内容を検討する．

(2) 国際大会に出場する女性選手に実施したアスリート生活に関する意識調査から，「個人的属性」，「生活意識」，「競技意識」，そして生活意識と競技意識にまたがる「生活・競技意識」の実態を明らかにする．

(3) 各国の女性車いすバスケットボール選手の「競技環境」の実態を解明するため，車いすバスケットボール協会／連盟の当局者に対して調査を実施し，「競技環境」の現状と課題を解明する．それらをアンケートの分析結果と関連づけながら，各国ごとにアスリート生活の総合的考察を試みる．

(4) 以上を踏まえて，女性車いすバスケットボール選手のアスリート生活の現状と課題をまとめ，今後の障がいのある女性スポーツの発展に向けた考察を試みる．

2．研究の方法

研究の目的を達成するために，2008年から2012年の毎年２月に行われた「国際親善女子車椅子バスケットボール大阪大会」に出場した日本59名，オーストラリア57名，カナダ56名，アメリカ30名の４カ国の延べ202名の女性選手を対象に意識調査を実施した．この４カ国は，①車いすバスケットボールにおいて相当の歴史と実績を誇るアメリカ，カナダ，②これに続くように実績を積み重ねてきたオーストラリア，③この３カ国にあと一歩のところまでレベルアップしてきた日本，の３つに分類することができる．また，生活観の背景となる競技環境の実態を明らかにするために，４カ国の車いすバスケットボール協会／連盟の当局者と，これに加えて④パラリンピック等主要な国際大会への出場記録がないシンガポール，マレーシアの２カ国を加え，６カ国の協会／連盟当局者にも調査を行った．

アスリート生活の構造化への取り組みとして，アスリート生活は競技から離れた生活（On-court life）と競技活動中の生活（Off-court life）から構成できると判断した．前者には「生活意識」，後者には「競技意識」があり，そしてその双方に相互的かつ複合的に関連し合う「生活・競技意識」があると捉えることにした．これらをアスリート生活を分析する際の枠組みと位置づけた．

3．結果および考察

本小論で明らかになったことを総合すると，次の４点にまとめることができた．

(1) アスリートとしての自負や自己実現の志向性

１点目は，４カ国の選手に共通して，アスリートとしての自信や誇りを持ち，競技活動を通じて自己実現を目指す姿が明らかになったことである．ここでいう自己実現とは，「個人に内在する可能性を発揮し，よりよい『生』を完成すること」と捉えることができよう．本小論では，「生活意識」において，車いすバスケットボールは「人生そのもの」であり，「生涯の生きがい」となっていることが４カ国の選手に共通していた．4カ国の選手は車いすバスケットボール活動を通じて，選手として，女性として，また人間としての存在理由を見出しているといえる．

また，「自らの経験や体験を活かし，障がい者スポーツの普及や促進に貢献しようとする思い」は，４カ国の選手に共通して高い意識があることがわかった（日本4.41，オーストラリア4.23，カナダ4.02，アメリカ4.67）．これは，選手たちがアスリート生活において，課題や目標への挑戦を続けながら，「自分とはなにか，自分にできることはなにか」と自らに問いかけ，自己の役割や社会的な責任を果たそうとする意識が生成された結果であろう．障がいのある女性が自己実現を越えて他者の自己実現や，社会全体の幸福の実現に対してどのような力を発揮することができるのかという，社会に積極的に関わろうとする意識として捉えることができる．これによっ

て，個人に内在する可能性がさらに大きく引き出され，「生きる意味」や「生きる力」を導き出しているのではないだろうか．このように，４カ国の女性アスリートは，「二重の障壁」を抱えながらも，その身体と真摯に向き合い，主体的かつ積極的に女性アスリートとしての生活を営んでいた．

(2) アスリート化の加速

２点目は，女性車いすバスケットボールにみられるアスリート化の加速の実態である．それは，「個人的属性（職業人）」の分析結果において，明らかになった．特にカナダでは，2010年まで存在しなかったプロ選手が，2011年に27.3％現れ，さらに2012年には54.5％に増加していた．オーストラリアにおいても，2012年に8.3％のプロ選手の存在が明らかになった．これら２カ国では，調査を開始した2008～2012年の間に，選手を取り巻く環境が変化していることがわかった．

ところが，これと反比例するかのように，４カ国の選手の結婚の有無については，未婚者の割合が高くなる傾向が示された．日本とオーストラリアの選手は，2011年と2012年の調査結果において未婚率100％を示し，アメリカの選手も2008年から2010年までの調査結果において80％以上が未婚者であった．カナダの選手の2008年の既婚率は，30.0％であったが，この値はアスリート化が顕著であった2012年には18.2％に低下している．アスリート化の加速，すなわち，競技の競技化，高度化，専門化などが高まれば高まるほど，選手の晩婚化，未婚化も高まることが示唆された．

(3) アスリートとしての生活環境の改善要望（On-court lifeからの解明点）

３点目は，アスリートとしての生活環境の実態と改善要望が明らかになったことである．具体的には，「生活・競技意識」の分析結果から，日本，オーストラリア，カナダの３カ国の選手に共通して，競技活動のための時間や費用の確保（日本3.83，オーストラリア3.83，カナダ3.09），練習やトレーニングの場所の確保（日本3.50，オーストラリア2.50，カナダ3.27），障がいのある人を指導できる経験のある指導者の確保（日本3.08，オーストラリア2.67，カナダ2.55）などに不便や困難が生じていることがわかった．これらに統計的な差は認められなかったことから，アスリートとしての生活を支える要件とでも解することができる．生活環境の改善に対しては，国を違えても同程度の要望があることが明らかとなった．

しかしながら，シンガポールとマレーシアでは，アスリートとしての生活環境の改善要望以前に，障がいのある女性たちのスポーツに対する国家的・社会的位置づけが低いことがわかった．このことは両国では，車いすバスケットボールは障がいのある男性のみが競技し，障がいのある女性は行っていない，という事実からも明らかであった．これらの結果から，シンガポールとマレーシアにおける障がいのある女性のスポーツへの参加・実践の環境と，本小論で対象とした４カ国，すなわち日本，オーストラリア，カナダ，アメリカの障がいのある女性のそれとの間には隔たりがあるといえる．したがって，ここで明らかになった４カ国のアスリートとしての生活改善要望は，プロのアスリートとして，さらに上を目指すアスリート生活の追求から派生する要望であることがわかった．

(4) 日常生活を拡充させるための要望（Off-court lifeからの解明点）

４点目は，生活の広がりや生活の質（QOL）の向上として期待していることは，４カ国ともに「周囲の理解」や「受け容れ態勢の向上」であったことである（日本3.00，オーストラリア2.38，カナダ2.57，アメリカ2.56）．これを改善する具体的な方法としては，「社会や学校で障がいのある人についての教育や学びの拡充」を求めていた（日本2.25，オースト

ラリア2.10，カナダ2.30，アメリカ2.13）．

しかしながら，４カ国の女性車いすバスケットボール選手は，ここまで述べてきたような日常生活において様々な困難を抱えていながらも，現在の生活に対して高い満足感や充足感を感じており，その意識は障がいのない人の生活と比較しても高いものであった．それは，上述（１）のようなアスリートとしての自負や自己実現を目指す姿や，「同じ競技を行うチームメイトとの絆」（日本2.27，オーストラリア2.50，カナダ2.40，アメリカ2.67）に支えられているものであろう．ここでは，障がいのある女性が抱える「二重の障壁」の１つであった「障がい者」であることは，主観的な健康観や幸福観に影響を与えるものではないことがわかった．

３．今後の課題と展望

今後の課題は，アスリート生活の分析枠組みとその調査方法についてである．本小論では，国際比較の視点を加えようと国内外の選手を対象とし，アスリート生活を数量化させる分析を試みたことから，調査はアンケートを用いざるを得なかった．今後は，アンケートでは量り知れない生活実態を描出するために，例えばフィールドワークとして実際に車いすバスケットボール活動に加わり，インタビュー調査を行うなど，選手の生活に直截的に触れていくことが求められる．

この点について，すでに本アカデミックアワー研究報告（2017年５月）後の2017年６～９月に，２名の国内の女性車いすバスケットボール選手を対象としたインタビュー調査に着手している．近年の国内における女性選手の競技環境は，2020年東京パラリンピック開催を背景に，男子チームにも登録できるようになるなど拡充しているようにみえる．しかしながら，インタビューでは，「男子チームで練習することで個人スキルはアップするが，女子の実践とは異なる点もある．チームでの居場所，プレースタイルの確立，目標共有が難しい」と，依然として男性選手に比して困難さを抱えていることがわかった．また，多くの選手は，障がいを受傷してから競技を始めることに加え，用具等を使いこなす修練を要する等，障がいのない女性選手よりもパフォーマンスのピーク年齢が高いことが指摘されている（JPC女性SWG，2017）．つまり，障がいのない女性選手以上にライフイベントが競技活動に与える影響が大きいと推察される．ライフイベントと競技活動を包摂した生活観を明らかにすることで，障がいのある女性選手のライフステージを踏まえた支援の基礎的知見を得ることができよう．このことは，2020年東京パラリンピック以降の障がいのある女性選手の環境的課題を考える上でも，重要な視点と考えられる．

引用文献

・Bonnie，Smith.，Beth，Hutchison.“Gendering Disability”Rutger University Press，2004，pp. 253-256.
・藤田紀昭（2005）障害者スポーツに見られるジェンダーバイアス．リハビリテーションスポーツ 24（1）：p.22.
・JPC女性SWG；日本パラリンピック委員会 女性スポーツワーキンググループ（2017）女性アスリートへの婦人科調査報告書．http://www.jsad.or.jp/paralympic/jpc/pdf/womens_report.pdf（参照日2017/10/22）．
・寺田恭子（2001）障害のある女性とスポーツ.体育科教育 12：p. 70.

付記

・本小論は，「中道莉央（2014）障がいのある女性アスリートの挑戦：車椅子バスケットボール生活の実相．柏艪舎 札幌」の内容を一部改変・加筆し，執筆している．
・本小論の一部は，「女性車いすバスケットボール選手の競技環境とアスリート生活に関する研究（若手研究B 25750279，2013-2015年度）」の助成を受けたものである．